

労災歯科診療行為マスタ（労災基本テーブル） 登録内容の一部訂正

平成26年7月4日

診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
101110010	初診料	5（変更）	新又は現点数	3640.00	3760.00	平成26年4月診療分から適用
101120010	再診料	5（変更）	新又は現点数	1360.00	1390.00	平成26年4月診療分から適用
101120050	電話等再診料	5（変更）	新又は現点数	1360.00	1390.00	平成26年4月診療分から適用
101120060	同日再診料	5（変更）	新又は現点数	1360.00	1390.00	平成26年4月診療分から適用
101120070	同日電話等再診料	5（変更）	新又は現点数	1360.00	1390.00	平成26年4月診療分から適用
101800920	再就労療養指導管理料（その他の疾患）	9（廃止）		廃止		平成26年4月診療分から適用
101801000	労災電子化加算	5（変更）	新又は現点数	3.00	5.00	平成26年4月診療分から適用
101801060	職場復帰支援・療養指導料（その他の疾患）	3（新規）		新設		平成26年4月診療分から適用

※ 改訂分ファイルについては、改訂をしたレコードのすべての項目を記載しています。